

（総則）

第1条. 医療 BSC 学会認定指導者制度規程（以下、本規程と称する）は、日本医療バランスト・スコアカード研究学会（以下、本学会と称する）が認定する「医療 BSC 学会認定指導者」制度に関して定める。

（目的）

第2条. 医療 BSC 学会認定指導者の制度は、BSC の手法を幅広く普及し医療経営の質の向上に寄与することを目的として、医療経営者が BSC を医療経営の実際において正しく導入・活用することを支援するため、本学会の審査試験を通じて、BSC に関する学術的知識水準、技能水準、並びに実務経験が適切な水準にあるものを BSC の指導者として認定する制度である。

（認定審査試験）

- 第3条. 本学会に医療 B S C 学会認定指導者を認定する審査試験（以下、認定審査試験と称する）を所管するため、試験問題を作成する試験管理委員会と指導者養成研修および試験の実施を担当する試験運営委員会を設置する。
2. 医療 BSC 学会認定指導者の認定手続きは、本学会に設置する試験管理委員会が試験問題を作成し、試験運営委員会が開催する学会認定指導者認定審査試験に合格した者を、会長が認定するものとする。なお、会長は認定した合格者氏名、その他の合否判定の結果を認定後の理事会において報告するものとする。
 3. 認定審査試験の実施細則（以下、実施細則と称する）は、試験運営委員会において定める。
 4. 試験管理委員会および試験運営委員会の委員は、会長が推薦し理事会の承認を経て会長が任命するものとする。
 5. 試験管理委員会および試験運営委員会の委員定数は6名以上とし、その任期は最長2年とし、かつ重任を妨げないものとする。
 6. 前記委員の任期中に欠員が生じた場合または委員数を増加した場合において、新たに委員として選任された者の任期は、他の任期中の委員の任期と同じとする。
 7. 会長は前記各委員会の委員の中からそれぞれ試験管理委員長と試験運営委員長を任命する。

（受験資格）

第4条. 認定審査試験の受験希望者は、受験日現在において以下の要件を満たさなければならない。

- ① 本学会の個人正会員であること。なお、法人会員である賛助会員は受験資格の要件を満たさない。
- ② 医療・介護・福祉（以下、医療等と称する）の事業、医療等関連事業およびそれらの事業に関する学術・研究活動に、所定の年数以上の従事経験があること。
- ③ 本学会が実施する医療 BSC 学会認定指導者養成研修（以下、認定指導者養成研修と称する）を受講し、かつ受講後満2年を経過していないこと。

2. 認定指導者養成研修は、試験運営委員会が実施するものとする。

3. 認定指導者養成研修は、実技研修と理論研修から構成し、その詳細は本規程第5条および実施細則において定め

る。

(審査手続)

第 5 条. 受験資格を有する本試験の受験希望者は、所定の受験申請書に審査料を添えて実施細則様式 1 で定める様式により認定審査試験の願書を提出するものとする。

2. 認定審査試験は、以下の試験により構成する。

①実技試験は、(i)BSC 作成時のファシリテート実技能力、および(ii)BSC 作成者に対する講評能力を、それぞれ問う。

②理論試験は、(i)医療 BSC を主とする BSC 理論の知識、および(ii)BSC 作成時のファシリテート技術知識を、それぞれ問う。

3. 認定審査試験の合否は、審査項目の基準点以上の得点をもって合格とするが、実技試験または筆記試験の得点が基準点の 50%に満たない者は不合格とする。

4. 実技試験および筆記試験の詳細は実施細則において定める。

5. 本学会の BSC 導入ワークショップおよび研修会資料作成、並びに本学会が指導した BSC 導入支援の経験に関して、認定運営委員会が実技試験を免除することが適当と考える実績を有する者については、実施細則の規定に準拠して実技試験を免除できるものとする。

(合否通知)

第 6 条. 認定審査試験の結果は、受験者の合否結果を書面にて受験者に通知する。

2. 認定審査試験の合格者に対しては、認定証書を交付するものとする。

(認定審査合格者)

第 7 条. 認定審査試験合格者は、日本医療バランスト・スコアカード研究学会認定「医療 BSC 学会認定指導者」と称することができる。

2. 認定審査試験合格者は、本学会の「医療 BSC 学会認定指導者」として会員名簿に登録される。

3. 医療 BSC 学会認定指導者は、BSC の手法を幅広く普及し医療経営の質の向上に寄与することを目的とし、医療 BSC 学会認定指導者の技能・知識の専門性をより一層高め、社会貢献および会員の便宜を図ると同時に、その専門的な品質水準の維持・向上、倫理規範の遵守を図らしめることに努めるものとする。

4. 医療 BSC 学会認定指導者は、その目的の達成と専門能力を維持向上するため、本学会の活動に参加する他、研修会の実施、実務研究会、または親睦会の開催等を行うものとする。

(合格の取消し)

第 8 条. 不正の手段、その他合格を取り消すに合理的な事由があると本学会が認める場合は、合格後といえども理事会の議を経てその合格を無効または取り消すことができるものとする。

(認定資格の維持)

第 9 条. 医療 BSC 学会認定指導者は、その資格を維持するために以下を遵守しなければならない。

①医療 BSC 学会認定指導者は、別途定める登録料および認定更新料を納付しなければならない。但し、附則 4.の適用がある場合は、この限りではない。

②認定登録会員は、本学会が実施する継続専門研修を履修しなければならない。

(会員資格喪失)

第10条. 医療 BSC 学会認定指導者は次の各号の何れかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 本学会の個人正会員の資格を喪失した場合
- ② 本学会に医療 BSC 認定指導者の認定資格を返上する届出を行った場合
- ③ 登録料を納付しなかった場合(但し、附則 4.の適用がある場合は、この限りではない。)
- ④ 認定更新料を一定期間に亘り納付しなかった場合(但し、附則 4.の適用がある場合は、この限りではない。)
- ⑤ 継続専門研修について履修を怠り規定の履修時間に満たさないため、本学会が医療 BSC 学会認定指導者として専門能力を保持していないとみなした場合
- ⑥ 医療 BSC 学会認定指導者として第7条 3.および 4.に定める義務に違反した場合、および本学会の会員または他の医療 BSC 学会認定指導者を誹謗中傷し名誉を傷つけた場合において、理事会が医療 BSC 学会認定指導者として相応しくないとしてその登録抹消を決議した場合
- ⑦ その他上記に準ずる行為により、本学会の理事会において登録抹消の決議が行われた場合

(広報の方法)

第11条. 本規程、実施細則、認定審査試験実施要項、試験合格者の発表、BSC 学会認定指導者名簿およびその他試験運営委員会が必要と認める本規程関連の広報は、本学会の広報誌または本学会のホームページあるいはその両方に掲載するものとする。

(附則)

- 1.平成 22 年 3 月 6 日開催理事会の決議による承認内容は第 1 回医療 BSC 認定指導者試験に遡及させるものとし、第 1 回医療 BSC 認定指導者試験は本規程に準拠したものとみなす。
- 2.第 2 回医療 BSC 認定指導者試験についても、本規程を遡及適用すると同時に、本規程に準拠して実施されたものとみなす。
- 3.第 5 条 5 項における実技試験免除者は、試験運営委員会にて審査を行い、理事会の承認を得るものとする。
- 4.第 9 条 1 項①の登録料および認定更新料は、当面の間、これを免除するものとする。
- 5.第 9 条 1 項②の継続専門研修時間は、当面の間、本学会が開催する学術総会、フォーラム、ワークショップの受講時間、講師担当時間または学術総会発表を以て代替するものとし、年間の必修時間は、受講または講師担当、および学術総会参加・発表のいずれかについて、年 1 回以上行うことにより要件を満たしたものとみなす。
- 6.規程は 2011 年 6 月 19 日に制定し、理事会の承認を以て発効する。

(附則 2)

- 1.認定審査試験における実技試験の評価表を作成した試験官は、附則 1 の 5 のワークショップ講師担当に相当する研修を履修したものとみなす。
- 2.本改正規程は 2012 年 6 月 16 日に改正・発効する。

(目的)

- 1.認定審査試験実施細則（以下、細則と称する）は、日本医療バランスト・スコアカード研究学会の医療 BSC 学会認定指導者制度規程（以下、指導者制度規程と称する）に基づく認定審査試験に関する運用細則を定める。

(受験資格)

- 2.指導者制度規程第4条1項②にある要件は以下の通りとする。
 - ①業務実務の内容については職歴で判定し、経験年数は満2年とする。
 - ②学術・研究の内容は、研究歴で判定し、経験年数は満2年とする。
 - ③本学会の会員活動歴を2年以上有する者は、前号の要件を満たすものとする。
 - ④前記期間が不連続の期間である場合には、該当期間を通算して計算するものとする。
- 3.願書提出者は、①職歴、②研究歴、または③会員活動歴を申込書に記載して宣誓することにより、受験資格を有することを証する書類の添付を免除する。

(受験手続)

- 3.審査試験の受験希望者は次の手続を経て申請受験するものとする。
 - ①申請者は、所定の申込書（様式1）に受験料を添えて、学会まで申し込まなければならない。
 - ②受験申し込みは、受験票に3×4センチの正面から撮影した証明書用の写真を貼付すること。
 - ③受験申込書と同じ写真を試験当日に1枚持参すること。
 - ④受験料は、5,000円とする。
 - ⑤受験料の改定は理事会で決定する。
- 4.試験審査運用に関する実施要項のうち、本実施細則に定め無き事項については、試験実施の都度、試験運営委員長がこれを定めて認定審査試験実施要項として広報誌またはホームページにおいて公表するものとする。

(審査手続)

- 5.審査手続の概略は以下の手順による。
 - ①認定指導者養成理論研修の申込
 - ②BSC理論とファシリティ理論の養成研修（1日間研修）を受講
 - ③認定指導者養成実技研修の申込
 - ④本学会の導入ワークショップ（2日間研修）の見学、学会認定指導者によるコーチング、フォローアップ研修を受講
 - ⑤認定審査試験の申込

⑥学会認定審査試験（1日間試験）の受験

（i）実技試験（模擬病院チームに対するファシリテーションの実技試験）

（ii）理論試験（BSC理論およびファシリテーション理論の筆記試験）

⑦合否判定審査

⑧会長へ合否判定審査結果の報告

⑨会長による合格者の認定

⑩受験者への合否通知および合格者への認定証書交付

（試験詳細）

6.認定審査試験の実施要領は以下の通りとする。

①BSC ファシリテーション実技評価

1. 実技試験の評価は、2名以上の評価者によって、評価表に従って評価される。なお、実技試験の評価は100点満点とする。
2. 模擬病院チームのリーダーは、担当した受験者の実技試験の評価を行うに当たり、評価表の採点を担当し、意見を記載することとする。

②BSC理論の出題と評価

1. 試験管理委員会および試験運営委員会の各委員は本学会の広報誌またはホームページにおいて公表する。
2. 試験管理委員会および試験管理委員は、独立して一連の試験出題作成に責任を持つ。
3. 試験管理委員会の各委員は、個別に問題を複数作成し、正解をつけて、試験管理委員長に提出する。
4. 試験管理委員長は、試験問題を確定し、試験問題用紙を作成し、最終確認を出題委員に送付し、試験問題の再チェックを行う。
5. 試験の合否審査は、100点満点とし、問題の難易度等を踏まえ、試験運営委員会にて合格基準点を審議し、会長の承認を得る。

（附則）

- 1.本実施細則は、2012年6月16日に改正、発効する。

第 回 日本医療バランスト・スコアカード研究学会
「医療 BSC 学会認定指導者」認定審査試験申込書

申込日：平成 年 月 日

日本医療バランスト・スコアカード研究学会

試験運営委員会 御中

私は、貴学会の医療 B S C 学会認定指導者制度規程および認定審査実施細則を熟読、理解して、その趣旨に賛同して認定審査試験の受験を申し込みます。
なお、申込に当たって上記規程及び細則の遵守を誓約し、同時にこれらの諸規則に基づく合格者氏名の公表（開示）、合格取り消し処分、その他の取り扱いについていかなる異議も申し立てません。

写真貼付け欄
(縦 4×横 3 cm)
受験申込 6 カ月以内に撮影した写真の裏面に氏名と生年月日を記入後、貼ってください

フリガナ

氏 名： _____ 印

生年月日： 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)

性別： 男 ・ 女 _____

本学会個人正会員の会員番号（賛助会員は不可）： _____ (加入手続き中の場合はその旨)

現住所：

〒 _____

連絡先（現住所以外に合格通知書等の連絡を希望する方のみ記入）

〒 _____

連絡先電話番号： _____ - _____ 連絡先 e-mail： _____ @ _____

勤務先等名称： _____

最終学歴： _____ 昭和・平成 年 月 卒業

(次葉へ続く)

(1) 医療 BSC 学会認定指導者制度規程 第 4 条②の要件

受験資格保有に関する宣誓：(申込書に証明書類を添付する場合は不要)

私は、認定審査試験実施細則 2.に規定されている受験資格を保有しており、以下に記述した
職歴、研究歴または学会会員活動歴は、真実に相違ないことを宣誓します。

氏名 _____ 印 _____

1. 経歴種類の選択 (該当する□にレを記入すること。)

- 職歴 (業務期間は、1ヶ月に概ね80時間以上の業務を勤続した期間を記入すること。)

勤務先名： _____

昭和・平成 年 月 ~ 年 月 (年 月間)

勤務先名： _____

昭和・平成 年 月 ~ 年 月 (年 月間)

- 研究歴 (大学・大学院・医療、介護系専門学校又は研究学会、その他類似機関)

組織名： _____

主な活動・テーマ名： _____

昭和・平成 年 月 ~ 年 月 (年 月間)

- 会員活動歴

昭和・平成 年 月 ~ 年 月 (年 月間)

(2) 医療 BSC 学会認定指導者制度規程 第 4 条③の要件

■ 理論研修終了日 平成 年 月 日

■ ワークショップ見学 OJT 研修終了日 平成 年 月 日

.....
学会使用欄：(受付No. _____)

受付日：平成 年 月 日

申込料金入金確認日：平成 年 月 日

資格要件確認日：平成 年 月 日 確認者：

受験可否通知日：平成 年 月 日 通知者：

受験可否通知内容：(可 ・ 不可)